

# 和歌山県立

もん じょ かん

# 文書館だより

第63号 令和5年3月



当館寄託「園部家文書」のなかの戸籍行政関係簿冊（一部）

## 目次

家族のかたち —幕末維新期の名草郡園部村を事例に—	1
岩崎家文書からみる明治22年以後の水害対策	6
令和4年度 歴史講座	8

家族のかたち

「幕末維新期の名草郡園部村を事例に」

■三つの園部家文書

名草郡園部村(和歌山市園部)は和歌山城下に近い、紀の川右岸に位置する村で、文化期(一八〇四〜一八)の戸数は一五二戸、人口は六四九人、村高は一二〇〇石余りと、比較的大きな村です(『紀伊統風土記』天保十年(一八三九)成立)。

その園部村に関する地方文書として、①国文学研究資料館所蔵「紀伊国名草郡園部村園部家文書」、②和歌山市立博物館所蔵「園部家文書」、③当館寄託「園部家文書(整理中)」の三種があります。それぞれ異なる園部家に伝来したもので、いずれも江戸時代後期から明治時代中期(ほぼ一九世紀にあたる)の史料が中心となります。この時期における城下町近郊の在地社会のありようを探りうる重要な資料群です。

これらについては、部分的にはありますが、本日よりで紹介してきました(四二、四六、四九、五二〜五四号)。この小文では、①に収められている宗門人別改帳と③のなかの戸籍行政関係簿冊を用いながら、幕末から明治にかけての家族のあり方がどのようなものだったのかを考えてみたいと思います。

■紀州藩の宗門人別改帳

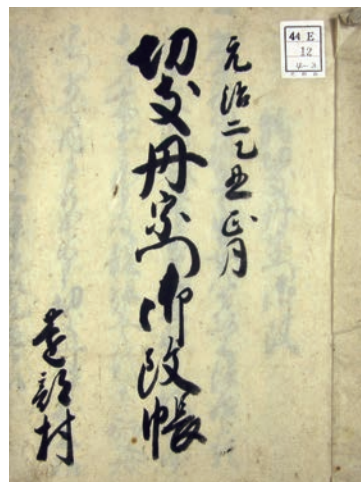
国文学研究資料館所蔵「紀伊国名草郡園部村園部家文書」には、安政四年(巳、

一八五七)、元治二年(丑、慶応改元、一八六五)、慶応四年(辰、明治改元、一八六八)、明治四年(未、一八七二)などに作成された宗門人別改帳が伝存しています(写真1)。

紀州藩で宗門人別改帳(以下、「改帳」と略記します)が作成されたのは子と午の年に限定されていたといわれていますが、実際はそうではなかったことがわかります。他の地方文書も参照すれば、紀州藩で改帳が毎年作成されていたことは間違いないでしょう。

園部村で作成された改帳を開いてみると、まず「前書」として六ヶ条からなる改帳の作成要領が記されています。改帳に記載されるのは八歳以上の男女に限られること(八歳改)や、どういとき異動が改帳に反映されるのか(現住地主義ではなく本籍地主義)といったことなどが判明します。

八歳未満の子どもが除外されたのは紀州藩の方針を受けたもので、「七つ前は神のうち」という民俗的観念の影響と考えられています。しかしながら、安政二年(一八五五)紀州藩が領民に対して海防費として「日銭」の徴集を命じた際には、「在町男女八歳已上五ヶ年の間人別に日々一銭ずつ積金の義仰せ出され候」と触れており、八歳以上の男女を賦課の対象としていることがわかります。



【写真1】

す。八歳という年齢制限は単なる民俗的観念という以上に、統治上の要請とも深く関連していたと考えられるべきでしょう。

この「前書」に次いで示されるのが「人数増減」です。ここでは、前年の改帳に対する異動、すなわち死亡、縁付・養子、八歳などに特化した情報がまとめられています。

そしていよいよ世帯ごとの記録が登場、旦那寺別(一楽寺と円明寺)に記載されます。世帯ごとの情報は縦一列(短冊状)に記載され、上から順に家内的人数、男女の内訳、成員の名前と年齢、世帯主の名判が並んでいます。

【写真2】は安政四年(一八五七)に作成された改帳です。その右端に記載されている園部嘉助家の場合、家内人数は五人、男が一人で女は四人、成員は嘉助(七四歳)、女房(六四歳)、たき(三五歳)、との(二七歳)、たきの(二四歳)となります。後ろ三人は年齢から推測するに、嘉助夫婦の娘たちでしょう。女房



【写真2】

(後家も含む)の名前が記されないとこのに特徴があります。

また、【写真2】中程の園部善京家の場合、女房が朱筆で消されています。死亡したのか離婚したのか理由は定かではありませんが、安政四年の改帳が作成された後に籍がなくなったことを示しており、改帳が現用の基礎台帳として利用されていることもわかります。

このように宗門人別改帳は、そこに記載された情報の特性を十分に踏まえつつ利用すれば、村の人口動態や家族関係、村人の出生・結婚・出産・死亡などのライフ・コースを明らかにする貴重な一助となりうるのです。

■園部村の家族形態

ここでは、安政四年（一八五七）と明治四年（一八七二）の宗門人別改帳を用い、園部村の家族形態について考えてみます【表】。

家族形態とは以下の五つに分けることができます。

①核家族

一組の夫婦とその子ども（単婚小家族の一つ）

②直系家族

核家族に祖父母が同居（単婚小家族の一つ）

③複合家族（合同家族）

核家族や直系家族に傍系親族や非血縁的な集団がついたもの（内部に小家族を含む複合大家族）

④単親家族

核家族のうち夫婦のいずれかを欠くもの（父子あるいは母子のみの世帯、祖父母の一方と孫のみの世帯や子どものみの世帯も含む）

⑤単身家族

ひとりだけの単独世帯

【表】を見るか

年	①核	②直系	③複合	④単親	⑤単身	計
安政 4 年 (1857)	47	19	12	59	12	151
明治 4 年 (1871)	44	34	15	52	19	164
延べ数	91	53	27	111	31	315
内訳%	28.9	16.8	8.6	35.2	9.8	100

ざり、園部村では、単婚小家族にあたる

①核家族や②直系家族の占めるウエイトが相対的に小さく、④単親家族の割合が比較的大きいという特徴が読みとれます。また、⑤単身家族が無視しえない比重を持っていることも看取できます。

江戸時代においては、当主夫婦を中心に家族成員が五人前後の単婚小家族が一般的といわれていますが、園部村の場合、単婚小家族が半数近くを占めつつも、家族の形態は多様でありえたのです。

■戸籍法の生んだ軋轢

宗門人別改帳からわかるように、江戸時代の幕藩領主によって直接編成されたのは時の家長たる当主のみであり、それ以外の家族成員は当主との親族関係に基づいて把握されるとともに、家それぞれ自体は村・町を媒介にして管理されていました。

ところが、明治四年（一八七二）の戸籍法によって、家族成員に関する情報の取扱方が大きく転換します。宗門人別改帳を廃止し、全国画一的な戸籍簿が作成されるとともに、個人の戸籍に関する詳細な把握を通じて、国家が直接に家を管理することになったのです。

当館に寄託されている「園部家文書」には、明治前期の戸籍行政に関する簿冊が多数取められており、名草郡・山口組・第一大区第五小区・園部村といったさまざまな行政レベルにおける戸籍事務の実態を知ることができます【表紙写真】。

なかでも興味深いのは、宗門人別改帳

を毎年作成していた在地社会の経験が、戸籍簿の作成や戸籍事務の遂行にほとんど役に立たなかったという点です。戸籍法に基づくさまざまな行政事務はスムーズに実施されたわけではなく、試行錯誤を余儀なくされたのです。

例えば、戸籍法に基づき県民から戸籍（異動）の届出がなされ、和歌山県庁による戸籍整備が本格化した明治五年（一八七二）以降、そこで明らかとなったのは「生死出入等届方漏脱」でした。

そもそも最初に届け出された戸籍情報の「錯誤」、およびその後の異動情報の「遺漏」「重複」「差誤」「遅延」があまりにもひどく、戸籍行政に「間々錯雑」が生じていたのです。

■戸籍に対する認識の変革

そこで和歌山県では、北島秀朝・神山郡廉の二代にわたって権令・県令が頻繁に戸籍編制に関する達を触れ出します。

すなわち、「至重の一身」を「汗漫に」「軽忽に」考え、戸籍の異動を「容易に」取り扱っている県民の現状を「未開細民の慣習」と非難し、家族の戸籍情報をもとに国民としての権利義務を確定するという「戸籍編制の御趣意」「戸籍の大法」に対する県民の理解を強く求め、戸籍の異動を正確かつ迅速に届け出るよう繰り返し要請したのです。

また、明治七年（一八七四）と同九年の二度にわたって県官を県内各地に派遣し、戸籍事務の現場指導をおこなうとともに、明治八年（一八七六）には「今後生死移転等其の時々届け出でざる向きは

事情審判の上相当の処分に及ぶべし」と罰則を加える措置なども講じていきました。

こうした甲斐あってか、明治十年（一八七七）には戸籍の届出・訂正について「僻陬の地」を除けば「一般熟知の儀」にいたったと認識されるようになります。近代的な戸籍行政は、五年余りの歳月を要してはじめて県民の理解を獲得し、やっとのことで軌道に乗ることができたのです。

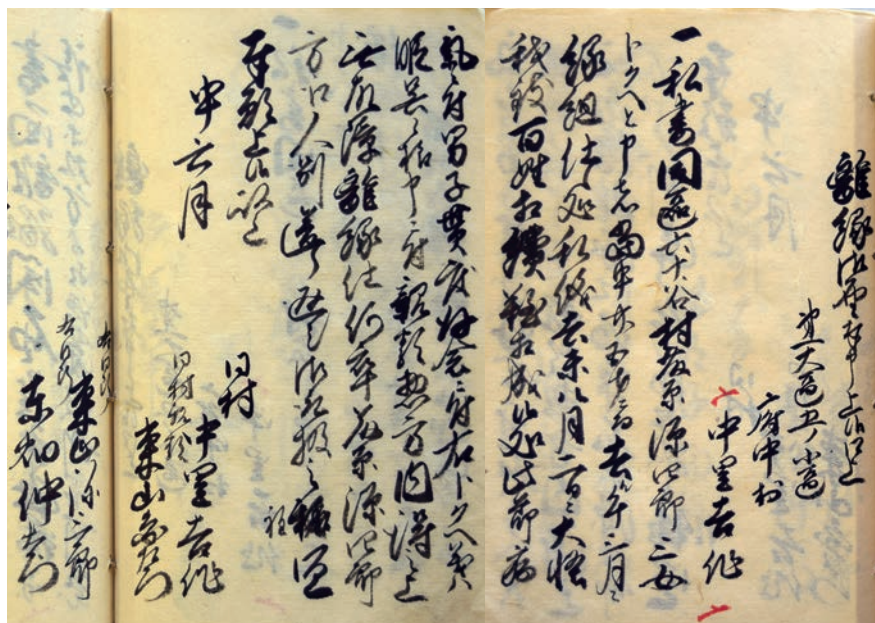
換言すれば、和歌山県において近代的な戸籍行政を本格的に始動させるためには、まず何よりも、江戸時代を通じて家族成員に関する情報の取扱方を築きあげてきた在地社会の民俗的世界による（抵抗）（消極的であれ）を（抑圧）あるいは（馴化）する必要があったといえるでしょう。

■近代的な家族像の提示

他方、明治六年（一八七三）を新たに迎えた北島秀朝権令は県民に向けて告諭を発し、あるべき家族像を訴えかけます。

その冒頭で「それ夫婦の道たるや、互いに情義を重んじ愛敬を失わず始終変わりなきこそ、一家繁昌の基いなり」と謳っています。夫婦というものは「情義」と「愛敬」を大切にして「始終変わりなく添い遂げるものであり、それこそが「一家繁昌」の基礎となるのだ、という趣旨です。

具体的には「妻・妾を奴婢の如く見做す悪風」「俄に離縁いたす固陋の弊習」



【写真3】

かけられています。それとともに、夫婦と子どもから成る「一家」をつくることを前提に、その「一家繁昌」「一家親睦」(いわゆる一家団欒)の基軸に「終身夫婦の情義を全う致し」すことが据えられています。

その点で、明治六年の北島告諭は典型的な近代家族像を提示しているといつてよいでしょう。

■離婚に「寛容な社会

しかしながら、なぜこのような告諭が出されなければならなかったのでしょうか。

じつは、江戸時代を通じて形成された在地社会の民俗的世界において、離婚は人びとの一般的なライフ・コースでした。こうした蓄積のうえに成り立つ明治前期の社会でも、当然のことながら離婚は頻発しています。

【写真3】は、園部村を含む第一大区第五小区の戸籍行政に関する簿冊「養子縁組移住取扱留」に綴じられたもので、府中村の中里吉作が明治五年(一八七二)六月に提出した離婚届「離縁御届申上げ奉り候口上」です。

を「誠に浅ましき醜俗、歎すべきことならずや」と全面的に否定しその改善を求め、「妻子家族を携えて家産相応公然たる歓楽を尽くし一家親睦、終身夫婦の情義を全う致し候様、人々心掛け申すべき」と、家族の理想的なかたちを指し示したのです。

妾の存在が許容されている点において、また女性(妻・妾)の視点が弱く男性(夫)中心の構成となっているかぎり、ジェンダー・バイアスが濃厚ですが、男尊女卑の社会的通念に批判が投げ

七〇)三月、六十谷村のとくえ、という女性と結婚したけれども、明治四年(一八七二)の八月二日に大怪我を負ったうえ、最近は病氣にも罹ってしまい、「百姓相続相成り難く」と判断、「男子貰いたき存念」(養子をもらう意向)をおそらくは独断で決めます。これに対しとくえは「暇呉れ候様」と求めたため、双方の親類が「内得」のうえ離婚が成立しています。

夫婦間にはそれぞれ固有の、そしてさまざまなに入りこんだ事情があるものですが、在地社会の民俗的世界においては夫婦関係を忍耐(あるいは諦念)して継続する志向が弱く、むしろ離婚に至る心理的な壁は非常に低かったのです。

北島告諭は、このように離婚が社会的な習慣として定着している状況を改変し、ヨーロッパ世界で成立していた、生涯添い遂げる夫婦を中心とする家族を理想的な姿として示したわけです。

しかしながら、長い期間を通じ形づくられてきた在地社会の習俗が一片の告諭で変わるわけはなく、その後も県民の離婚が止むことはありませんでした。

【写真4】も「養子縁組移住取扱留」に収められた文書で、直川村の井上伝兵衛が明治六年(一八七三)二月に提出した「離縁御願」です。

伝兵衛の妹(名前は記されていません)は和歌山城下・雑賀屋町の商人勝利助に嫁いだのですが、どうやら勝家の「家風に応じ」ることができなかったようです。その彼女が結婚生活を「往々相続け難き由」兄の伝兵衛に伝えたことか

ら、伝兵衛が「双方熟談の上離縁仕りたく」と願いだしたわけです。表題と本文の間の余白部分に朱筆で「聞き届け候事 二月廿七日」と書き込まれており、この願いは第一大区第五小区によって許可されていることがわかります。

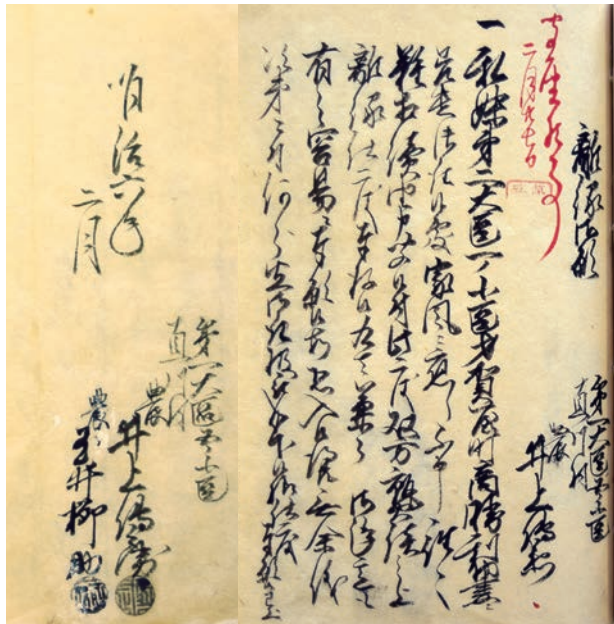
興味深いのは、文書後段に記された「右は兼々 御趣意もこれ有り、容易に願ひ奉り候段恐れ入り候えども、余儀無き次第に付、何分宜しく御取扱成し下され候様仕りたく願ひ奉り候」という一文です。一字分の鬨字を用い敬意が示されている「兼々 御趣意もこれ有り」とは、先の北島告諭を指しています。つまり、伝兵衛は北島告諭を目にしており、その内容をしっかりと理解していたのです。

しかしだからといって、それに従うつもりは毛頭ないのです。権令様の告諭が出された直後であるにもかかわらず、「容易に」離婚を願ひ出るのは「恐れ入り」ますがと断っておきながら、「余儀無き次第」なのでご容赦くださいというわけです。

手続的には「御届」でよいところを「御願」の形式がとられている点に、伝兵衛の嫌みたらしい意図を読みとることもできるでしょう。

■〈孝〉を第一とする家族のあり方

明治六年の北島告諭、すなわち夫婦を第一とする近代的家族像が打ち破らなければならなかったのは、離婚の習俗だけではありませんでした。江戸時代において重要な徳目として位置づけられていた



【写真4】

孝行もそのターゲットだったのです。

紀州藩において、孝行と家族の関係性がどのようなものだったのか確認しておきましょう。紀州藩では、江戸幕府や諸藩と同様、領民のなかから孝行者を選出・表彰していました。その孝行者の事例を集め編纂されたものに「南紀忠孝略伝」と「孝子伝」があります（『南紀徳川史』第七冊）。

孝行といえは、貧苦にあえぎながらも自分はひたすら我慢し、親（養・義・祖父母も含む）のことを何よりも優先し、その看病・介抱・養育につとめるといふことに尽きます。ただし、表彰される孝行にはある特定の傾向が見られます。そのなかには、親を介抱する本人の結婚や子どもに関する（理不尽）な要素があり、「南紀忠孝略伝」「孝子伝」両書で取りあげられた全一七四人中じつに四三

人（全体の二五パーセント）がその特徴を有しているのです。

まず第一に、親の介抱の妨げになるのを避ける心性から、結婚しない選択がとられていたことです。結婚した相手（男女問わず）が親の意にそぐわなければ、あるいは親の言うことをきかなければ、かえって不孝となってしまう、さらには伴侶の意向によっては自分の孝行を十分に果たしえない、といった理由付けがなされ結婚しないわけです。

第二に、親の介抱のために離婚することが忌避されていないという点です。当事者の夫婦関係がいかに睦まじくても、結婚相手（男女問わず）が親のお眼鏡に叶わなかったので離婚するというにとどまりません。ある女性は嫁いで子どもも産んだが、実家の親が養育のために帰ってこいというので離婚した事例もあるくらいです。

第三に、これは女性に限られています。子どもがいては親の介抱の邪魔になると考えられていたことです。親の介抱ができないとして、我が子を養子に出したり子育てを放棄したり、あるいは養子をとったけれども親の気に入らなかったため、その養子を返した女性がいたのです。

これらの事例に共通しているのは、自分が

子としての親子関係を優先し、自分に介抱される親の意向に従順であり、自分の夫婦関係を本位としないという点です。天和二年（一六八二）江戸幕府が全国に触れ、その後も繰り返して掲げられた、いわゆる忠孝札には「忠孝を上げまし、夫婦・兄弟・諸親類にむつまじく」云々とありますが、実際には自らの夫・妻や子どもとの縁を切つてまでも、親の意向（独断）にしたがい孝行を尽くすことが家における第一の美德とされていたわけです。

これに対し、明治六年の北島告諭は、自分たち夫婦を中心とする家族をつくり、それを生涯維持していくことを第一とせよというわけです。自らの伴侶および子ども、つまりは家族を放擲してまで親への孝行を尽くすことが論理的に否定されていることは明らかです。

もっとも、〈孝〉を第一とする家族関係も離婚と同様、北島告諭をもってすぐに改変されたわけではありません。江戸時代を通じて形成されてきた在地社会の習俗がそう容易く打破されることはないのです。

■文明化に抗う在地社会の民俗的世界

明治国家の課題は、国民の風俗や道徳をヨーロッパでおこなわれている水準に合わせて、さらに近代的な国民国家をさせる自主自由な国民を養成すること、すなわち国民を文明化することでした。

政府・府県は、これまで何の疑問もなくおこなわれてきた裸体や混浴、立ち小便、盂蘭盆会、盆踊り、虫送り、若者

仲間、春画、刺青、墮胎、迷信など在地社会の習俗を禁止する一方で、断髪や洋装、衛生などの奨励を強制的に推し進めていきます。しかし、それを国民がすんなり受容したわけではなく、文明化が在地社会に定着するには相当のプロセスが必要でした。

かの福沢諭吉は、慶応三年（一八六七）に刊行した『西洋事情 外篇』以降、人倫および社会の基本となるのは家族であり、その家族とは一組の男女（夫婦）を中心とし、そこに子どもが加わり、夫婦・親子団欒して仲睦まじく暮らすものだ、という近代的な家族像（核家族規範）を積極的に提示していました。

しかし明治半ばにいたっても、離婚の弊害を声高に訴えかけるとともに、家族の基本は親子ではなく、対等な一夫一婦であると説かねばならなかったのです（もっとも、妾や娼妓の存在を容認してはいます）。

園部家文書のような地方文書の戸籍行政関係簿冊は、基本的には戸籍の異動に関する届書・願書が膨大に綴じられたものです。その意味で無味乾燥的で面白みに欠けるためか、とりあげられることもそう多くはありません。しかしながら小文で紹介したように、これらの文書の間には、江戸時代を通じて形成されてきた、戸籍や家族にかかわる在地社会の民俗的世界のありよう、あるいは民俗的世界が強制的な文明化に（抵抗）した姿、そしてその（格闘）の末に少しずつ変容されていく様相が記録されているのです。

（平良 聡弘）

岩崎家文書からみる  
明治二十二年以後の水害対策

■明治二十二年の水害と紀三井寺村

明治二十二年（一八八九）八月、豪雨により和歌山県全域に甚大な被害がもたらされました（明治二十二年大水害）。

名草郡紀三井寺村（現和歌山市三葛・紀三井寺・内原・布引・毛見）でも、堤防が多数損壊し、橋梁は流れ、和歌川で溺死者も出る惨状でした。村内の浸水は、とくに大字三葛・紀三井寺のあたりで二尺（約六〇センチメートル）、ひどいところでは五、六尺（約一五〇〜一八〇センチメートル）の高さに及び、田畑も浸水し、人家からも農具や家具が流出したほ



地図 紀三井寺村周辺 明治43年（1910）測量  
（大日本帝国陸地測量部2万分の1地形図 一部加工）  
※和歌村は、明治32年（1899）和歌浦町へ改称。

網一郎から、紀三井寺村村長の山崎徳次郎宛に次の通達が届きます。「近頃河川に土砂が堆積し、洪水時には堤防が破壊され田地が被害を受ける事態が生じている。「客秋非常ノ水害」によつていくつかの堤防が破壊し、村の財

か、家屋が半壊したところもありましたのち、窮乏した罹災者たちには炊き出し米が支給されています。そして九月十二日には、またもや豪雨による洪水が紀三井寺村を襲います。浸水被害は前月と同規模だったようで、この時も罹災者たちに炊き出し米が支給されました。

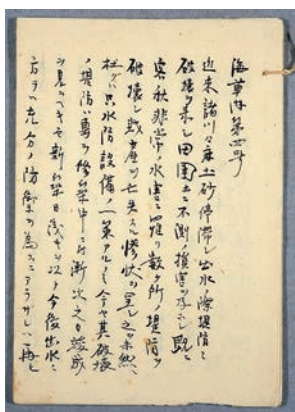
このような被害をうけて、紀三井寺村のみならず和歌山県ではいかなる対策を設けたのでしょうか。紀三井寺村の村長や村会議員を輩出した岩崎家に残された文書からみていきます。

■郡役所からの通達

二度の水害に見舞われたその翌年（一八九〇）五月、和歌山県名草・海部郡郡長の平田

産等を失う惨状が引き起こされた。このような被害を未然に防ぐには、水防設備を設ける手段あるのみだ。しかし堤防は復旧作業中で、洪水時に十分な防備をなすとはいえず、再びいかなる災禍が生じるのか予測できない。したがって水防設備の設置は緊急の要務で決してないがしろにするべきではなく、また、町村固有の事務であるから、その計画と準備をすることは自治制度の精神をなすものである。このような要務を捨て去るべきではないとはいえず、災害のほか費途は種々多

いために、水防設備を設けることに手がまわらないかもしれない。よつて、設備に関する方法書を示すので、これにもとづいて、関係する町村で相当する規程を設けて施行する必要がある」。



写真①「海草内第四号」

右は、五月二日付「海草内第四号」（堤防防禦設備方法につき通達）（写真①）という、当館寄託の岩崎家文書所収の文書です（文書番号五一二六）。通達にみえる「客秋非常ノ水害」とは、冒頭で述べた前年八月と、その翌月に発生した水害のことです。郡長は、前年のような被害を防ぐための設備の重要性と、関係する規程設定の必要性とを説き、別紙とし

て「堤防防禦設備方法」（以下「方法書」）を添付しました。

■水害対策にかかわる「三ヶ条」

方法書は全一三ヶ条からなり、町村が水防設備を整備する際に留意すべき事項を列挙します。内容は次の通りです。

- ① 堤防防禦は関係町村で担当区域を決めて負担すること。
- ② 担当区域内の重要箇所には、杭木、たこ槌・掛矢（どちらも槌の一種で、地固めや水防作業に用いられた）、松明、薪、鋏・鋤簾、空の俵、縄、古畳といった用品を備えておくこと。
- ③ 用品は検査を受けておくこと。
- ④ 区域ごとに水量標を設置し、洪水時は昼夜水量番を立てて、状況を見張ること。町村吏員も時々監視して、水かさや日時を記録しておくこと。水量標の型式は雛型に準じる（写真②）。
- ⑤ 樋管を埋め込んでいる箇所には別の見張りを置くこと。
- ⑥ 水量標の目盛四分の三に水が達した時は関係各村に通報し、堤防が欠けて水が流出した時には半鐘を鳴らし続けること。他の鳴物を代用してもよい。
- ⑦ 事前に区域内の町村で、水防に従事すべき人員、人数を決めておき、半鐘が鳴れば即座に駆けつけること。人員、人数には規程を設けておくこと。
- ⑧ 用品に不足が生じた時は、出張官吏の示談か、町村吏員の見込みによつて臨時に必要なものを出すこと。
- ⑨ 洪水時に土砂を採取するのに不都合な地点では、普段から堤防付近に土砂を積

- ⑩ 用品を備え置く場合は、所轄の郡役所を通じて県庁に届け出ること。
- ⑪ 水防組合の区域が複数以上の町村に及ぶ場合は「町村制」第一一六条にもとづいて設立し、組合組織において管理の町村長を決めておくこと。
- ⑫ 費用は、担当区域内で負担すること。内訳には規程を設けておくこと。
- ⑬ 規程通り人員を出さなかったり用品が不足したりしないよう対策すること。

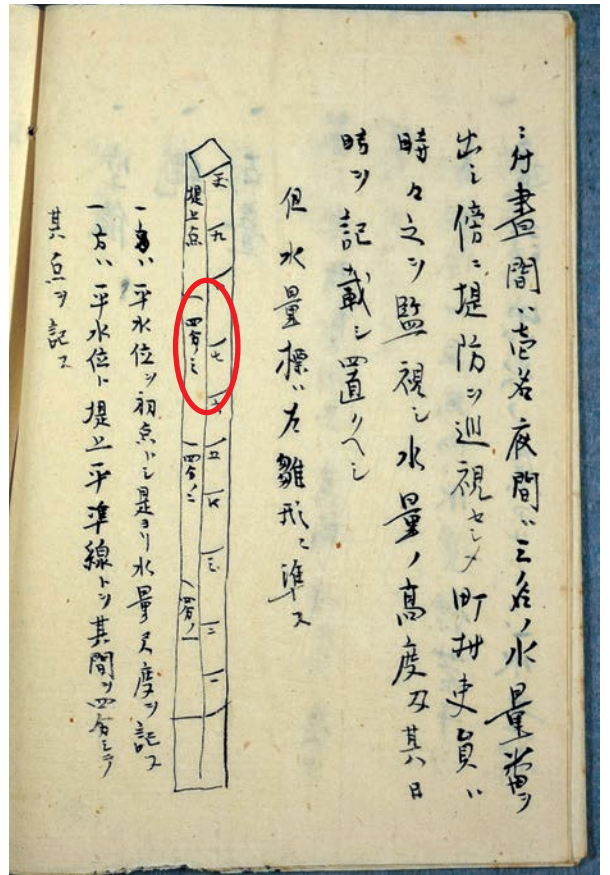
水害の拡大を防ぐために、いかに状況を見極めて情報を周知するか、どのような道具を用意しておくべきか、誰が担当するのかといった、洪水発生時の対応方針が示されています。

堤防の設置や修繕がハード面での水害対策であるのに対して、方法書の諸事項はいわばソフト面での水害対策を示すものといえるでしょう。ハード面で不備不足が生じたとしても、ソフト面を整えておくことで、被害を最小限に抑えようとする姿勢が読み取れます。

■ 明治に続く水害対策

そもそも明治時代以前、紀州藩でも、例えば紀ノ川洪水時における役人の出張、増水状況を測定するための水杭場の設置、増水状況に応じた諸対応、流木除去や水難者の救助、土嚢作りに従事する人足の出向などに関する取り決めがあるなど、河川洪水時の対応について一定の方針がありました。明治時代以降、法律などが整備されたことで水害対策はより制度化・組織化されます。

前掲の方法書第一〇条の文言から、方法書は複数の郡域、おそらくは和歌山県全域に配布されたのではないかと推測さ



写真② 「堤防防禦設備方法」 水量標の図  
赤の丸枠部分が四分の三を示す目盛。

れます。すなわち、方法書の内容は、和歌山県が県としての水害対策の方針を示したものと見えます。

また、第一条の内容から、明治二十三年以前から「水防組合」という組織があったことは確実で、方法書は、地域における従来の水害対策の実態や慣行などを反映し活かして作られたものと思われるます。

■ なお活き続ける対策方針

しかし、方法書が提示された翌月には、明治政府によって「水利組合条例」が發布されます。この条例は水利・水防に関する地域連合組織として、利水を担う「普通水利組合」と、水防を担う「水害予防組合」を規定しており、以後全国で両組合が設置されるようになります。

和歌山県でも、方法書第一条に則つた「水防組合」ではなく「水利組合条例」を根拠とした組合が設置されます。

紀三井寺村周辺の地域では、明治二十五年（一八九二）、和歌川及び和田川の水害予防を目的として、紀三井寺村・和歌村・雑賀村・宮前村・三田村で（地図参照）、和歌村村長を管理者とした洲崎水害予防組合が結成されています。ただし、紀三井寺村では毛見が、雑賀村では西浜が、三田村では和田など、河川から離れた地域は除外されていました。

また、明治二十四年（一八九一）、紀ノ川南岸の水防を目的とした河南水害予防組合が発足しています。この組合は名草・海部郡長を管理者として、一二ヶ村と和歌山市とで結成されました。組合員

は、二五歳以上の男子で区域内に本籍を持ち、一定以上の面積を有する土地、家屋などを所有し、かつ二年以上上居住する者が加わることができました。

活動方針に関しては、担当区域、水防夫、倉庫・出張所、水防用品、増水状況に応じた五段階の警報、組合費の賦課方法などについて定めています。これらの内容は方法書と大差ありません。したがって、河南水害予防組合は「水利組合条例」にもとづいて設立されましたが、具体的な水害予防の方針や取り組みは方法書の内容を引き継いだものと思われます。

洲崎水害予防組合の場合、規程や活動内容は判明していませんが、河南水害予防組合と同様に方法書に沿ったものだったと考えられます。

以上をふまえると、明治二十三年五月に県によって公布された方法書は、「水利組合条例」後においても対策方針として、そのエッセンスは活き続け、当時の和歌山県におけるソフト面での水害予防策のベースとなったものと評価できるのではないのでしょうか。

（参考文献）

『和歌山市史』第二巻・第三巻（和歌山市、一九八九・一九九〇）  
『和歌山県海草郡誌 復刻版』（名著出版、一九七四）  
内田和子『近代日本の水害地域社会史』（古今書院、一九九四）

（西山 史朗）

令和四年度「歴史」講座

第1回 令和四年十月二十九日(土) 幕末維新期の名草郡園部村を事例に― 家族のかたち

講師：平良聡弘研究員

第2回 令和四年十一月五日(土) デジタルアーカイブでみる和歌山のすがた

― 地域の宝を未来に活かす―

講師：玉置将人副主査

第3回 令和四年十一月二十六日(土) エルトゥールル号事件(一八九〇年)

― 海難事故をめぐる和歌山の動向―

講師：平良聡弘研究員

令和四年度の文書館歴史講座は、県内各地域の人々の暮らしや諸事件への対応に光を当てたテーマで開催し、全三回で延べ一二〇人が出席しました。

第一回は、名草郡園部村(和歌山市園部)に残されてきた宗門人別改帳などから、幕末維新期における家族のあり方について考察しました。詳しい内容については本号一〜五ページをご覧ください。

第二回は、二部構成で行いました。前半では、当館のデジタルアーカイブ「和歌山県歴史資料アーカイブ」の概要や活用方法等について紹介しました。

後半では、幕末から明治・大正期の名草郡紀三井寺村(和歌山市紀三井寺)における塩害の実態と村民の対応につ



て、岩崎家文書(当館寄託)から解説しました。紀三井寺周辺では、近世以前から塩田が広がり、製塩業が盛んであった一方、低地で河川が入り組む地形的要因

から、暴風雨や高潮によって田畑に海水が流入する「汐入」がたびたび発生し、農作物に被害を与えました。万延元年(一八六〇)の塩害では、村民の願いにより見分が行われ、年貢免除や堤普請が認められました。また、明治期以降、堤防維持費による財政圧迫や塩田の廃止等により河川の埋立てが進み、現在の当地域の景観が形成されたと説明しました。第三回は、明治二十三年(一八九〇)に紀伊大島沖で起こったトルコ軍艦エルトゥールル号の遭難事件について、現地に残された古文書から現場の対応を跡付けました。現地の人々が組織的な救護活動を展開できた背景には、開国以来、紀州沖で頻繁に発生した外国船海難事故に対応する中で培われた経験の蓄積がありました。また、大島村の行事として十年ごとに行われていた慰霊祭が、昭和三年(一九二八)に経済団



文書館の利用案内

利用方法



◆ 閲覧室受付にある目録等で必要な資料、文書等を検索し、閲覧申請書に記入のうえ受付に提出してください。文書等利用の受付は閉館30分前までです。

◆ 閲覧室書棚に配架している行政資料、参考資料は自由に閲覧してください。

◆ 複写を希望される場合は、複写承認申請書に記入のうえ受付に提出してください。複写サービスは有料です。

開館時間

◆ 火曜日〜金曜日

午前10時〜午後6時

◆ 土・日曜日・祝日及び振替休日

午前10時〜午後5時

休館日

◆ 月曜日(祝日又は振替休日と重なるときは、その後の平日)

◆ 年末年始 12月29日〜1月3日

◆ 館内整理日

・ 1月4日

・ (月曜日のときは、5日)

・ 2月〜12月 第2木曜日

・ (祝日と重なるときは、その翌日) 特別整理期間 10日間(年1回)

交通のご案内

◆ JR和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅からバスで約20分

◆ 和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分



ホームページアドレス <https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/>  
和歌山県歴史資料アーカイブアドレス <https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/archive/index.html>

和歌山県立文書館だより 第63号

令和5年3月31日 発行

編集・発行 和歌山県立文書館

〒644-1100 和歌山市西高松一丁目七-三八

きのくに志学館内

電話 〇七三-四三六-九五四〇

FAX 〇七三-四三六-九五四一

印刷 有限会社隆文社印刷所